

## 経済変動等資金（原油関連物資高騰対応枠）実施要綱

この要綱は、島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号。以下「融資要綱」という。）の別表に掲げる緊急融資「経済変動等資金」を円滑かつ適正な運用実施を図るために、必要な事項を定めるものとする。

### 第1 資金名

経済変動等資金（原油関連物資高騰対応枠）

### 第2 融資対象者

中東情勢不安による原油関連物資高騰の影響を受けており、以下①～④のいずれかを満たす中小企業者、組合又は中小企業特定非営利法人

#### 【売上要件】

- ① 3か月間の売上高等の減少率が前年同月比5%以上であること
- ② 原則、最近1か月間の売上高等の減少率の実績が前年同月5%以上であり、その後2か月を含む3か月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同月比5%以上であること

#### 【利益率要件】

- ③ 3か月間の売上高総利益率もしくは売上高営業利益率の減少率が前年同月20%以上であること
- ④ 原則、最近1か月間の売上高総利益率もしくは売上高営業利益率の減少率の実績が前年同月20%以上であり、その後2か月を含む3か月間の売上高総利益率もしくは売上高営業利益率の減少率の実績又は見込みが前年同月20%以上であること

### 第3 融資条件

融資条件は、下表のとおりとする。

資金使途	運転資金、借換資金
融資限度	8,000万円
融資利率	責任共有 年1.45%（固定） 責任共有外 年1.30%（固定）
信用保証料率	責任共有 年0.40～1.50% 責任共有外 年0.40～1.70%
融資期間	10年以内
償還方法	1年以内据置き、元金均等月賦
連帯保証人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定による 個人 原則として不要
担保の要否	取扱金融機関又は信用保証協会の決定による
申込先	各商工会議所、各商工会、島根県商工会連合会、 島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団
取扱金融機関	普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、農協、 JFしまね

#### 第4 取扱期間

令和8年6月4日から令和9年3月31日までに融資実行されたものとする。

#### 第5 審査運用基準

- (1) 融資実行可能額は、本資金の融資残額による。
- (2) 既借入金の借換は、県制度融資の既借入分に限るものとし、責任共有制度の対象（80%保証）となる保証から責任共有制度の対象外（100%保証）となる保証への借換は禁止とする。

#### 第6 資金措置

融資要綱第5条で定める預託金の利率及び協調倍率は、下表のとおりとする。

預託金の利率	年0パーセント	
実質金利（普通銀行）	責任共有1. 705%	責任共有外1. 405%
（信用金庫等）	責任共有2. 105%	責任共有外1. 805%
（信用組合）	責任共有2. 205%	責任共有外1. 905%
協調倍率（普通銀行）	責任共有6. 69倍	責任共有外13. 38倍
（信用金庫等）	責任共有3. 21倍	責任共有外3. 57倍
（信用組合）	責任共有2. 92倍	責任共有外3. 14倍

#### 第7 その他

その他必要な事項は、島根県中小企業制度融資実施要領に定めるところによる。

#### 附 則

この要綱は、令和8年6月4日から施行する。